

# 1 市税などは期限内に納めましょう

市税などは、市民サービスを充実させるために必要な財源です。滞納すると、財源の確保と市民負担の公平性が保てなくなり、市は、それぞれの担当課が連携し、滞納の解消に取り組んでいます。

## 市税は貴重な自主財源

市の事業に必要な経費は①直接市に納付する市税②一度、国や県に納付した税金③地方交付税や国・県支出金④長期にわたって借りる市債⑤などで賄われています。このうち、市税は一般会計歳入の約2割。市の最も大切な自主財源です。

## 市税を滞納すると

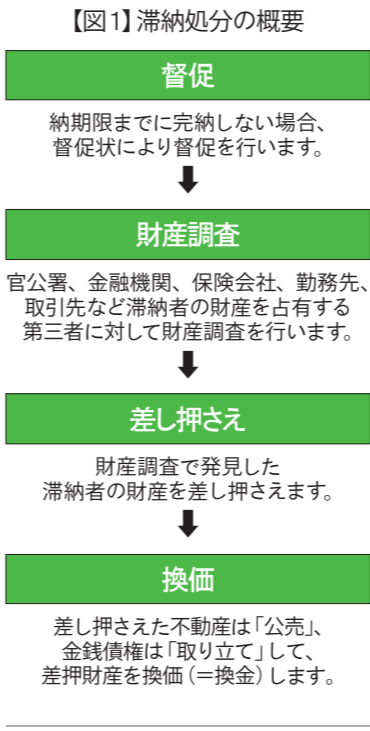
滞納した場合、原則、一括で納付することになっていきます。ただし、特別な事情があると認められる場合は、分割して納付

できます。失業、病気や災害などで納付が困難な人は、早めに本庁収納課や各支所市民課に相談してください。

滞納の中には、他債権との競合や滞納金額が高額になるなど、市税が税金を滞納したままにすると、【図1】のように強制的に税金を徴収することになります。手続きは法律で定められ、滞納者の意思に関わりなく執行されます。

## 県地方税特別滞納整理機構への移管

滞納の中には、他債権との競合や滞納金額が高額になるなど、市税が税金を滞納したままにすると、【図1】のように強制的に税金を徴収することになります。手続きは法律で定められ、滞納者の意思に関わりなく執行されます。



## ●延滞金

納期限の翌日～納付の日の日数に応じて、税額に以下の割合を乗じた金額です。

●延滞金の割合  
①納期限の翌日～1カ月は、原則として「年7.3%」。27年は年2.8% ※26年1月1日以後の期間は、「年7.3%」と「特例基準割合（注）+1%」のいずれか低い割合  
②①の期間以後、原則として「年14.6%」。27年は年9.1% ※26年1月1日以後の期間は、「年14.6%」と「特例基準割合（注）+7.3%」のいずれか低い割合

（注）特例基準割合  
各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定によって、財務大臣が告示した割合に年1%を加算した割合。27年は年1.8%

## ●延滞金の計算例

26年度固定資産税第4期分（納期限27年3月2日）20万円を27年5月7日に納めた場合  
①納期限の翌日～1カ月経過する日（4月2日）の期間…20万円×2.8%×31日÷365=475円  
②それ以後の期間…20万円×9.1%×35日÷365=1,745円  
【合計】①+②=475円+1,745円÷2,200円 ※100円未満は切り捨て

# 2 7月1日から高齢者肺炎球菌予防接種が始まります

高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。

肺炎球菌は、気管支炎、肺炎や敗血症などを引き起こす原因になる菌です。成人の肺炎の約3分の1、重症化するものの6割が、この菌が原因と考えられています。

予防接種を受けたことがあるか、わからない人はかかりつけの医療機関に相談してください。ただし、予防接種で全ての肺炎を予防できるわけではありません。

●期間：7月1日④～28年3月31日④

●対象者：28年3月31日時点で①図1に当てはまる人②満60歳～満64歳（昭和26年4月

2日～31年4月1日生まれ）の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害者手帳単独1級に相当する障がいがある人 \*今までに「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある人を除く

●接種の受け方：【対象者①】①6月下旬に送付する接種券を受け取る②医療機関に予約する【対象者②】①身体障害者手帳を持参して、健康づくり課または各支所保健福祉課で接種券の交付を受ける②医療機関に予約する

●医療機関：接種券と同封の「契約医療機関一覧」で確認してください

●助成金額：4,000円 \*接種費用との差額は個人負担。個人負担額は、医療機関によって異なります。各医療機関に問い合わせてください。生活保護世帯の人は全額助成します

●持ち物：記入した予防接種券、健康保険証

●健康づくり課（関保健センター1内）☎2160または各支所保健福祉課

【図1】対象者①の年齢と生年月日

年齢	生年月日
満65歳	昭和25年4月2日～26年4月1日
満70歳	昭和20年4月2日～21年4月1日
満75歳	昭和15年4月2日～16年4月1日
満80歳	昭和10年4月2日～11年4月1日
満85歳	昭和5年4月2日～6年4月1日
満90歳	大正14年4月2日～15年4月1日
満95歳	大正9年4月2日～10年4月1日
満100歳	大正4年4月2日～5年4月1日

ど、専門的な対応が必要になる場合があります。市は、県地方税特別滞納整理機構（県内33市町村が共同で滞納整理を行う組織）に加入。先進事例や実務知識を共有しながら滞納整理を行い、収納体制を強化しています。

## 市税などの納付の仕方は

納付は①金融機関窓口②口座振替③コンビニ納付の方法があります。納付書を紛失した場合は、市役所本庁や各支所で再発行できます。

## ①金融機関での納付

一部の納付書は、27年度から東北6県内の郵便局窓口でも取り扱えるようになりました。取り扱い金融機関などについては、納付書を確認してください。

## ②口座振替制度

市内の金融機関や郵便局の窓口で受け付けます。本庁収納課や各支所市民課でも申し込

み可。相続などで納税義務者が変更になった場合は、新たに口座振り替え手続きが必要です。

## ③コンビニ納付

納付書の使用期限内であれば、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます。使用料などの中には、納付できないものがあります。注意してください。

## 納税貯蓄組合に加入しましょう

納税貯蓄組合は、個人や法人が一定の地域などを単位に任意で組織している団体です。自主納税を推進するため、納税資金の貯蓄あつせんや納付金銭の取りまとめなどを行います。

加入を希望する人は、居住する地域の同組合長に加入届を提出してください。詳しくは、居住する地域の同組合または本庁収納課、各支所市民課へ。

## 税だけではない「滞納」

税のほか、保育所・幼稚園の保育料、市営住宅の家賃、奨学金の返済金、上下水道料金、介護保険料や学校の給食費など施設の利用者や個別の事業（サービス）の受益者などが負担する使用料や負担金なども、市民サービスの提供に必要な財源です。滞納するとサービスの提供が困難になり、納付した人のお金で不足を補うこととなります。市政にとって滞納は大きな課題です。市は、督促状の送付や電話連絡・訪問催告などのほか、連帯保証人の設定や納付誓約書の提出を求めると、滞納の解消に努めています。

滞納に関する相談は、それぞれの事業（サービス）の担当課で行っています。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

●本庁収納課 ☎8261

# 3 保険証の更新などについてお知らせします

国民健康保険と後期高齢者医療制度の各種証を更新します。

## 限度額適用認定証の更新は手続きが必要です

国民健康保険の加入者が、入院時や高額な外来治療を受ける場合に「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すると、窓口負担が一定額で抑えられます。認定証の有効期限は7月31日④までです。

8月以降も必要な人は、再度申請してください。

## 高齢受給者証を更新します

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用できる受給者証は、7月下旬に郵送します。

## 保険証を更新します

現在使っている「後期高

齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日④までです。8月1日④から使用できる保険証は、7月中旬に郵送します。

## 保険料額が決定しました

27年度の後期高齢者医療保険料額が決まりました。7月中旬に加入者へ「保険料額決定通知書」を郵送します。普通徴収の人には納入通知書も併せて郵送します。納期限までに必ず納めましょう。

●本庁国保年金課 ☎8343または各支所市民課

# 4 7月11日（土）9時と18時に自動起動試験を実施します

FMあすも専用ラジオの用意をお願いします。

市は、7月11日④に「FMあすも専用ラジオ」の自動起動試験を行います。

専用ラジオには、緊急時に市役所や市消防本部から信号を送ると自動でスイッチが入る「自動起動」機能があります。

試験時刻は9時と18時の2回で、本庁と市消防本部にある緊急割り込み放送用

の自動起動装置から試験信号を発信します。この電波を受信すると、専用ラジオは最大音量になります。うるさいと感じた時は、本体の前面にある緑のボタンを押すと緊急放送前の状態に戻ります。

試験当日は、専用ラジオに電池を入れ、AC電源をつないで受信の用意をしてください。

試験当日は、専用ラジオに電池を入れ、AC電源をつないで受信の用意をしてください。

- 本庁広聴広報課 ☎8182、花泉支所地域振興課 ☎2211、大東支所地域振興課 ☎2111、千厩支所地域振興課 ☎2111、東山支所地域振興課 ☎2111、室根支所地域振興課 ☎2111、川崎支所地域振興課 ☎2111、藤沢支所地域振興課 ☎2111